

湖南省第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）

第5回→パブコメ案 & パブコメ案→第6回 の修正箇所

※ 第5回→パブコメ案の修正：MS明朝→MSゴシック
 パブコメ案→第6回の修正：MSゴシック→HG丸ゴシック M-PRO

【何度も出てくる字句の修正】

- ・広報誌 ⇒ 広報紙
- ・あげられ ⇒ 挙げられ
- ・見られ ⇒ みられ
- ・めざします ⇒ 目指します
- ・複雑化・複合化 ⇒ 複合化・複雑化
- ・いっそう ⇒ 一層
- ・取り組み ⇒ 取組
- ・更なる ⇒ さらなる
- ・複雑的・複合的 ⇒ 複合的・複雑的

【第1章 計画の策定にあたって】

該当ページ	項目	修正内容
P1	地域福祉の取組イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を取り巻く各機関が連携しているイメージに修正 ・ジェンダーの視点からイラストの一部差し換え
P2	イメージ図 共助	システム化された助け合いや支え合い ⇒ 地域や関係団体、ボランティアなどによるシステム化された助け合いや支え合い 例えば… 地域住民による移動支援サービス 介護保険制度に基づく福祉サービス ⇒ 例えば… <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や民間団体等による移動支援サービス ・防災、子ども食堂など
P3	国の主な流れ	平成29年の社会福祉法の改正とあわせて示された「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」により、 ⇒ 平成30年4月施行の改正社会福祉法では、 令和2年度の改正社会福祉法 ⇒ 令和3年4月施行の改正社会福祉法
	国の主な流れ ■主な課題	高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯 ⇒ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯
P4	(1) 法的位置づけ	「また、様々な困難を抱える人を地域全体で支援する取組を住民一人ひとりの理解と協力を得ながら進めていく必要があることから、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」を本計画の「第3章 基本施策4-2 困難を抱える人への支援の充実」に包含しています。」

		を追加
P5	地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係 3段落め	言わば ⇒ いわば
P6	4 計画の期間	湖南省第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画に「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」を追加
P7	②庁内ヒアリング および庁内会議における検討	取り組み状況 ⇒ 取組状況
P8	■特に本計画と深く関連する目標	目標 1・2・5・8・9・10・11・16・17 の説明の修正

【第2章 計画の基本的な考え方】

該当ページ	項目	修正内容
P10	(4) 支援につなげるための体制の整備が必要 3段落め	地域やボランティア、行政、各種団体、企業などあらゆる人・機関が協働し、 ⇒ 地域やボランティア、各種団体、企業などあらゆる人・機関と協働し、
P11	2 基本理念 1段落め	「湖南省地域福祉計画では、第一次計画から「一人ひとりができる役割 もれない支援 行ったり来たりの思いやりのまち」を基本理念に掲げ、誰もが役割を持ち、自分らしく、安心して暮らせる地域を目指し、必要とする人に支援や情報が行き届く体制整備、地域における支え合いや地域と連携した見守り活動の促進等に取り組んできました。」に修正
	2 基本理念 2段落め	「一方、湖南省地域福祉活動計画では、湖南省社会福祉協議会が発足当時から掲げている「一人ひとりが“ぬくもり”と“安心”と“希望”にみちたまちづくりをめざして」を基本理念とし、住民が主体となり、地域での助け合いや支え合いの大切さを認識し、活動することによって生き生きと暮らせる地域を目指して、福祉や地域について学び合うことができる機会の提供、地域福祉活動への参加のきっかけづくり等に取り組んできました。」を追加
	2 基本理念 4段落め	後押しする取組を進めることで、 ⇒ 後押しする取組により、
	2 基本理念 5段落め	本第四次計画においても、 ⇒ 本第四次計画では、この基本理念を引き続き掲げ、地域福祉を推進していきます。 ⇒ これまで地域福祉計画と地域福祉活動計画においてそれぞれ掲げてきた基本理念を一体化して、下記を基本理念として掲げ、協働により地域福祉を

		推進していきます。
	2 基本理念	～自然・ひと・文化を誇れる あったか湖南市～ ⇒ ～“ぬくもり”と“安心”と“希望”にみちたまちづくりをめざして～
P12	基本目標 2	災害時などには、 ⇒ 平常時はもとより特に災害時などには、 助けあったり ⇒ 助け合ったり

【第3章 施策の展開 基本目標1 地域活動を支える人づくり】

該当ページ	項目	修正内容
P16	《現状》 3 項目め	●近年、市内や近隣市町で働く外国人住民が増加傾向にあります。 ⇒ ●平成 27 年以降、再び外国人住民が増加傾向にあり、県内で最も外国人住民の比率が高くなっています。
P17	社協が取り組むこと ③	活動支援をします。 ⇒ 活動を支援します。
	市が取り組むこと ① 主な取組	豊かなつながり創造講座 ⇒ 出合い・気づき・発見講座
P18	《現状》 1 項目	中高生ボランティア体験 ⇒ 中高生ボランティア体験
	《現状》 2 項目	障がいのあるなしに ⇒ 障がいの有無に
	《現状》 4 項目	中高生を ⇒ 中高生を
	《指標》 社協	小中校生を ⇒ 小中高生を
P19	市が取り組むこと ①	実施の支援を行います。 ⇒ 実施を支援します。
	市が取り組むこと ② 1 項目目	高齢者と交流 ⇒ 高齢者との交流
	市が取り組むこと ② 2 項目目	助け合い・支えあいや ⇒ 助け合い・支えあいや
	市が取り組むこと 主な取組	「・インクルーシブ教育」を追加
P20	《課題》 3 項目め	一層の資質、力量の向上を図る ⇒ 資質、力量の向上をより一層図る
P22	《課題》 1 項目め	区・自治会や ⇒ 区・自治会への加入や
P23	社協が取り組むこと ②	第2層支えあい推進員 ⇒ 第2層地域支えあい推進員
	社協が取り組むこと 主な取組	地域支えあい推進員 ⇒ 地域支えあい推進員

【第3章 施策の展開 基本目標2 地域で支え合う力を高めるつながりづくり】

該当ページ	項目	修正内容
P24	リード文 1段落め	日ごろから ⇒ 日頃から
	《現状》 5項目め	●近年、市内や近隣市町で働く外国人住民が増加傾向にあります。 ⇒●平成27年以降、再び外国人住民が増加傾向にあり、県内で最も外国人住民の比率が高くなっています。(再掲)
P25	福祉事業所に期待すること ③	Webによる ⇒ オンラインによる
P27	社協が取り組むこと ①	運営の支援を図ります。 ⇒ 運営を支援します。
	社協が取り組むこと ② 主な取組	民間助成申請支援 ⇒ 民間助成申請の支援
P28	リード文 1段落め	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯 ⇒ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯
	《現状》 5項目め	民生委員による ⇒ 民生委員・児童委員による
	《課題》 1項目め	民生委員 ⇒ 民生委員・児童委員 地域住民が主体となった地域まちづくり協議会や区・自治会の取組としての ⇒ 地域まちづくり協議会や区・自治会の取組として、 地域住民が主体となった
	《課題》 3項目め	地域課題 ⇒ 地域生活課題
P29	市民・企業に期待すること ③	気付き、 ⇒ 気づき、
	社協が取り組むこと ①②	地域課題 ⇒ 地域生活課題
	市が取り組むこと ① 主な取組	子ども110番 ⇒ 子ども110番の家
P31	福祉事業所に期待すること ③	地域における課題解決に向けて ⇒ 地域の生活課題の解決に向けて、
	社協が取り組むこと ① 主な取組	第2層支えあい推進会議 ⇒ 第2層地域支えあい推進会議
	市が取り組むこと ① 主な取組	空き家ナクス ⇒ あきやナクス
	市が取り組むこと ② 主な取組	第2層支えあい推進会議 ⇒ 第2層地域支えあい推進会議

【第3章 施策の展開 基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり】

該当ページ	項目	修正内容
P32	《課題》 5 項目め	区・自治会加入世帯となっているため ⇒ 区・自治会加入世帯となっており
P34	市が取り組むこと ② 2 項目め	しくみ・体制づくり ⇒ 仕組み・体制づくり
P35	リード文 1 段落目	老々介護 ⇒ 老老介護
	リード文 2 段落目	包括的な相談支援の充実を図ります。 ⇒ 包括的な相談支援をはじめ、地域とのつながりづくりなど重層的に支援する体制の整備に努めます。
	《現状》 7 項目め	支えあい・助け合い ⇒ 助け合い・支え合い
	《現状》 11 項目め	手話通訳養成講座 ⇒ 手話奉仕員養成講座
	《現状》 13 項目め	在り方 ⇒ あり方
P36	《現状》 13 項目め	再犯率 ⇒ 再犯者率 半数が ⇒ 約半数が
	《現状》 14 項目め	再犯防止の施策に取り組む責務が地方公共団体にあることや、 ⇒ 再犯防止等の施策に関する地方公共団体の責務が示されるとともに、
	《課題》 6 項目め	地域の関り ⇒ 地域の関わり
	《課題》 15 項目め	39歳以下 ⇒ 49歳以下 滋賀県若者サポートステーション ⇒ 滋賀県地域若者サポートステーション
《課題》 17 項目め	「●複雑的・複合的な課題を抱える人や家族の支援にあたっては、属性を問わず相談に応じ、 多機関の連携による包括的な支援を提供するための体制づくりが必要です。」を追加	
P37	施策	①権利擁護の推進 ⇒ ①権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画含む） ⑥再犯防止の推進 ⇒ 再犯防止の推進（再犯防止推進計画）
	市民・企業に期待すること ⑤	民生委員等に ⇒ 民生委員・児童委員等に
P38	社協が取り組むこ	生活福祉金の ⇒ 生活福祉資金の

	と ②	
	市が取り組むこと ① 1項目め	『【甲賀圏域権利擁護支援推進計画】令和3年10月策定 計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間 計画の基本理念：「誰もが尊厳をもって その人らしく暮らすことのできるまちの実現」』を追加
	市が取り組むこと ① 3項目め	「○成年後見制度の利用促進を図ります。 ※以下に、成年後見制度の利用促進を図るための計画として、成年後見制度利用促進計画を定めます。」を追加
P39	成年後見制度利用促進計画	「【計画の概要】 成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利や財産を守るために、成年後見人等が支援する制度です。認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加により、社会全体で支え合うために重要な手段として、今後、成年後見制度の必要性は高まっていくと考えられます。 判断能力に不安のある人を含むすべての市民が住み慣れた地域で安心して生活し、地域社会に参加することができる地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度の利用促進に取り組みます。」を追加
	成年後見制度利用促進計画 <相談支援> 2項目め	役割を ⇒ 役割分担を
	市が取り組むこと ① <連携ネットワーク>の3項目め	生活困窮者自立支援事業を担う ⇒ 生活困窮者自立支援事業、また重層的支援体制整備事業の多機関協働事業を担う
	市が取り組むこと ① <連携ネットワーク>の3項目め	事業を担う機関 ⇒ 事業を担う各機関
	市が取り組むこと ① 主な取組	協議会の設置・運営 ⇒ 権利擁護支援協議会の設置・運営 成年後見制度利用促進事業 ⇒ 成年後見制度利用支援事業
P40	市が取り組むこと ① <受任者不足の解消>	成年後見センターぱんじー ⇒ 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー
	市が取り組むこと ③ 3項目め	助け合い・支えあい ⇒ 助け合い・支え合い
	市が取り組むこと ③ 主な取組	・(再掲)子ども食堂の普及や子どもの学習支援事業

		⇒ ・子ども食堂の普及 ・子どもの学習支援事業
P41	市が取り組むこと ④ 主な取組	(再掲)避難行動要支援者名簿登録および災害時の個別支援プランの作成 ⇒ 「(再掲)」を削除 (再掲)インクルーシブ教育 ⇒ 「(再掲)」を削除
	市が取り組むこと ⑤ 4項目め	ひきこもり等支援の ⇒ ひきこもり等の支援の
	市が取り組むこと ⑤ 主な取組	(再掲)ひきこもり支援のプラットフォームづくり ⇒ 「(再掲)」を削除
P42	再犯防止推進計画	「【計画の概要】 犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。刑務所出所者等が定職・住居を確保し、地域において孤立することなく、住民の理解と協力を得て再び地域社会の一員となるための支援が必要です。 更生保護の支援者や地域の関係者と連携して再犯防止等の取組を推進し、だれもが安全に安心して暮らせる地域を目指します。」を追加
	市が取り組むこと ⑥ 3項目め	児童相談所 ⇒ 県子ども家庭相談センター
P45	市が取り組むこと ④ 主な取組	互助による生活支援サービスの仕組みづくり ⇒ 共助による生活支援サービスの仕組みづくり
P46	《現状》 1項目め	●コミュニティバス等の利用について、コロナ禍においては、外出を控えたり密を避けるなどの行動により、利用者が減少しています。 ⇒●コミュニティバスの利用者数は、平成22年度から令和元年度まではほぼ横ばいで推移してきましたが、令和2年度はコロナ禍の影響を受けて大幅な減少となりました。
	《課題》 1項目め	●コミュニティバスの利用者が減少しており、効率的で持続可能な公共交通手段の確保に努めます。 ⇒ ●利用しやすく効率的で持続可能なコミュニティバス等の公共交通の確保に向けて、様々な市民等の意見を聞く機会を設けながら検討を進めることが必要です。
	《課題》 2項目め	地域の支えあい ⇒ 地域の支え合い
P47	市が取り組むこと ② 1項目め	○コミュニティバスやデマンドバスの運行による公共交通の充実に努めます。

		⇒ ○利用実態やニーズに即したコミュニティバスや デマンドバスの運行等による公共交通の確保策 について、継続して検討を進めます。
	社協が取り組むこと ① 主な取組	小・中・高校福祉体験講座 ⇒ 小中高生福祉体験講座
	市が取り組むこと ② 2項目め	市民の助け合い ⇒ 市民等の助け合い

【第3章 施策の展開 基本目標4 適切な支援を届けるための体制づくり】

該当 ページ	項目	修正内容
P48	《課題》 2項目め	どの部署で受けて適切な ⇒ どの部署で受けても適切な
	《課題》 2項目め	担当部署につなげ、 ⇒ 担当部署につなぎ
	《課題》 3項目め	届いていない人に対する ⇒ 届いていない人に対して、 仕組みづくりが必要です。また、 ⇒ の仕組みづくりを進めるとともに、 場づくりも必要 ⇒ 場づくりが必要
P49	市民・企業に期待 すること ①	近くに ⇒ 隣近所に
	社協が取り組むこと ④ 主な取組	障がい児・者サービス調整会議 ⇒ 障害児・者サービス調整会議
	市が取り組むこと ① 主な取組	・支援会議 ・重層的支援会議 ⇒ ・支援会議、重層的支援会議
P50	市が取り組むこと ② 主な取組	・(再掲) ひきこもり支援のプラットフォームづくり ⇒ 「(再掲)」を削除
	市が取り組むこと ②、③ 主な取組	「・支援会議、重層的支援会議」をそれぞれ追加
	市が取り組むこと ④ 主な取組	・支援会議 ・重層的支援会議 ⇒ ・支援会議、重層的支援会議
	■国が推進する重 層的支援体制整備 事業の全体像	地域共生社会検討会 ⇒ 地域共生社会推進検討会
P51	《課題》 3項目め	多様な手段 ⇒ 適切な手段
P52	社協が取り組むこと ③ 主な取組	小・中・高校体験講座 ⇒ 小中高生福祉体験講座
	市が取り組むこと ② 主な取組	・支援会議 ・重層的支援会議

		⇒・支援会議、重層的支援会議
P54	《現状》 1 項目め	介護支援専門員 ⇒ ケアマネジャー
	《課題》 1 項目め	専門性の向上や、 ⇒ 専門性の向上、および
	《指標》	社会福祉法人等との (市域) ⇒ 社会福祉法人等事業者との (市全域)
P55	福祉事業所に期待すること ②③	ニーズにあった ⇒ ニーズに合った 個々にあった ⇒ 個々に合った
P56	市が取り組むこと ③ 主な取組	・障害児・者サービス調整会議 ・介護保険事業者協議会 ⇒ ・障害児・者サービス調整会議との連携 ・介護保険事業者協議会との連携
P57	《現状》 2 項目め	(市域) ⇒ (市全域) まちづくり協議会 ⇒ 地域まちづくり協議会
	《課題》 2 項目め	組織化ができていない ⇒ 組織化できていない
P59	市が取り組むこと ③ 2 項目め	取組を推進 ⇒ 取組を促進
	市が取り組むこと ③ 主な取組	クラウドファンディングの活用 ⇒ クラウドファンディングの活用促進

【第4章 計画の推進体制】

該当ページ	項目	修正内容
P60	1 計画の周知・普及 1 段落め	市民、企業、ボランティア団体、NPO、福祉事業所、社会福祉協議会、行政等の ⇒ 市民、企業、福祉事業所、学校、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政等の
	2 協働による計画の推進 1 段落め	市民、企業、福祉事業所、関係機関・団体等の ⇒ 市民、企業、福祉事業所、学校、関係機関・団体等の
	2 協働による計画の推進 2 段落め	教育・建設・商工・生活環境等 ⇒教育・農林・商工・土木建設・生活環境等